

### 第三百八話 少年兵の戦闘参加

沖縄戦における悲劇として今なお語り継がれるものの一つに「鉄血勤皇隊」がある。日本軍史上初の少年兵（14歳～16歳）部隊である。

#### 1 国際法上の少年兵

現在の国際法においては、18歳未満の子供は強制的に徴兵されないとしている。然しながら、ユニセフは、少年兵の数を約25万人と推定しており、開発途上国の武力紛争等において、実際の戦闘のみならず幅広い活動に従事させられている。その過酷な状況が時に話題になり、国際社会の課題ともなっている。

少年兵の存在は、兵器の軽量化や習熟の容易性等が背景にあり、或いはそこまで追い詰められているからだとも云える。

十字軍の時代から少年兵は存在し、日本でも幕末期の「白虎隊」はその悲劇的な例である。

#### 2 大東亜戦争における日本の少年兵育成システム

長期戦に備える要もあり、且つ専門性が高く養成に時間を要するので、18歳未満の若者に所要の軍事的教育を行う必要があり、国民学校（初等科、高等科）や中等学校の卒業生等に対して以下のような学校を設立して所要の教育を行った。

##### (1) 国民学校卒業生

- ・陸軍少年戦車兵学校（前身1939～、延べ4000名、千葉の戦車兵学校後静岡移転）
- ・陸軍少年砲兵学校                      ・陸軍少年防空兵学校
- ・東京陸軍少年通信兵学校（1942～、現東村山市）
- ・陸軍少年飛行兵学校（1934～、45000名以上、各地）  
卒業後に陸軍の各部隊に、少年飛行兵については、陸軍飛行学校を経る者も。
- ・海軍特別少年兵（1941～、1.7万人、各海兵団に入団）
- ・乙種操縦偵察教育（予科練「乙飛」、1930～、予科練出身の8割が散華した。）

##### (2) 中学校卒業生

- ・甲種操縦偵察教育（予科練「甲飛」、1937～、同上）

#### 3 鉄血勤皇隊等



##### (1) 鉄血勤皇隊

陸軍省令の改正により、17歳未満も防衛召集しうることとされ、沖縄県の各学校で、「鉄血勤皇隊」が編成され、第32軍の支援のもと、「強力なる日本軍兵士として皇土防衛の戦いに備える」べく実際の戦闘に適応した訓練を受けた。召集された内の約半数が戦死した。不十分な装備のまま任務遂行せざるを得ず、陣地構築、伝令や通信業務に従事し、中には、戦車への切込みを命ぜられた者も居るとされる。

##### (2) 護郷隊

大本営勅令（1944/9/26）により、14歳から17歳の少年らで編成された。陸軍中野学校出身者2名を隊長に編成された遊撃隊である。恩納岳と多野岳に拠点を置き、沖縄本島北部（やんばる）において擲弾筒や小銃で遊撃戦を展開した。800～1000名が召集され、162名が戦死した。

(3) 内務省は、陸軍省令について、事実上の徴兵年齢の引き下げにあたるので法的には法律である兵役法の改正によってなされるべき」とし、憲法違反の疑いがあることを指摘している。法整備は、義勇兵役法の制定（1945/6/23）でなされた。戦後、法的手続きにも問題ありとされたが、政治的に軍人として処置された。

\*根こそぎ動員（131話参照）といい、少年兵と云い、ここまで追い詰められたのか。

（了）